

公益社団法人東松山医師会  
定 款

# 公益社団法人東松山医師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東松山医師会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県東松山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び埼玉県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の振作、高揚に関する事業
- (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事業
- (3) 医療の普及指導に関する事業
- (4) 医師の補習教育に関する事業
- (5) 医事衛生の調査研究に関する事業
- (6) 医業経営の改善に関する事業
- (7) 医療資材の改良に関する事業
- (8) 会員の相互扶助に関する事業
- (9) 他医療機関からの紹介患者を主に取り扱う開放型病院その他の病院の運営に関する事項及び臨床検査センターの経営に依り医療内容の向上を達成する事業
- (10) 訪問看護ステーションの設置、運営に関する事業
- (11) 居宅介護支援事業
- (12) 訪問介護事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

### 第3章 会員

(構成員)

第5条 本会は、次条及び第7条の規定により入会した医師をもって構成する。

(会員の資格)

第6条 本会は、比企地域において医業に従事する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同した者をもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入会及び異動)

第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の様式によって入会届を提出し、理事会の承認を経て所定の入会金を完納したときに、会員の資格を得るものとする。

2 入会の際の届出事項に異動を生じたときは、所定の様式によって届出なければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、所定の様式により退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名をすることができる。

- (1) 医師の倫理に違背し会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したものの。
- (2) 本会の定款又は決議に違反し若しくは秩序を乱したものの。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく、第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 経費の分賦、徴収に関する事項
- (2) 借入金(年度内に於いて償還する借入金を除く)
- (3) 重要な財産の造成、管理方法及び処分
- (4) 定款の変更
- (5) 病院等の設置及び運営に関する規程に定める決議事項
- (6) 会員の除名
- (7) 理事及び監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の報酬等の額
- (9) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年度6月に1回開催する。但し時宜により会期を変更することができる。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 すべての会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長)

第 17 条 総会には、議長及び副議長各 1 名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(議長及び副議長の職務)

第 18 条 総会の議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行う。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、すべての会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 22 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 12 名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって、同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他親族関係に準ずる特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

る。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任 の 軽減)

第 29 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項の役員 の 賠償責任について、同法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 30 条 本会に、顧問を 2 名以内置くことができる。

2 顧問は、会長の推薦により、総会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

5 顧問の報酬は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(保有株式等に係る議決権行使の承認)

第 35 条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(意見陳述権)

第 36 条 総会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 委員会

(委員会の設置)

第 38 条 会長又は理事会は、必要があると認めるときは、本会に委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、理事会の決議を経て別に定める。

## 第 8 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 39 条 本会は、公衆衛生上重要な医療及び保健指導について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第40条 本会は、医療及び保健指導の改良発達に関して行政庁その他の関係者に対し意見表明を行うことができる。

## 第9章 資産及び会計

(本会の経費)

第41条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充当する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉新聞に掲載する方法による。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は門脇 脩、副会長は須田 清美・野崎 達夫とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。